

様式第1（第1条関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
に基づく基本計画の協議書

令和7年1月16日

|        |    |     |   |
|--------|----|-----|---|
| 総務大臣   | 村上 | 誠一郎 | 殿 |
| 財務大臣   | 加藤 | 勝信  | 殿 |
| 厚生労働大臣 | 福岡 | 資麿  | 殿 |
| 農林水産大臣 | 江藤 | 拓   | 殿 |
| 経済産業大臣 | 武藤 | 容治  | 殿 |
| 国土交通大臣 | 中野 | 洋昌  | 殿 |

茨木市長 福岡 洋一  
大阪府知事 吉村 洋文

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、別記の計画の同意を得たいので協議します。

## 大阪府茨木市基本計画（第2期）

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

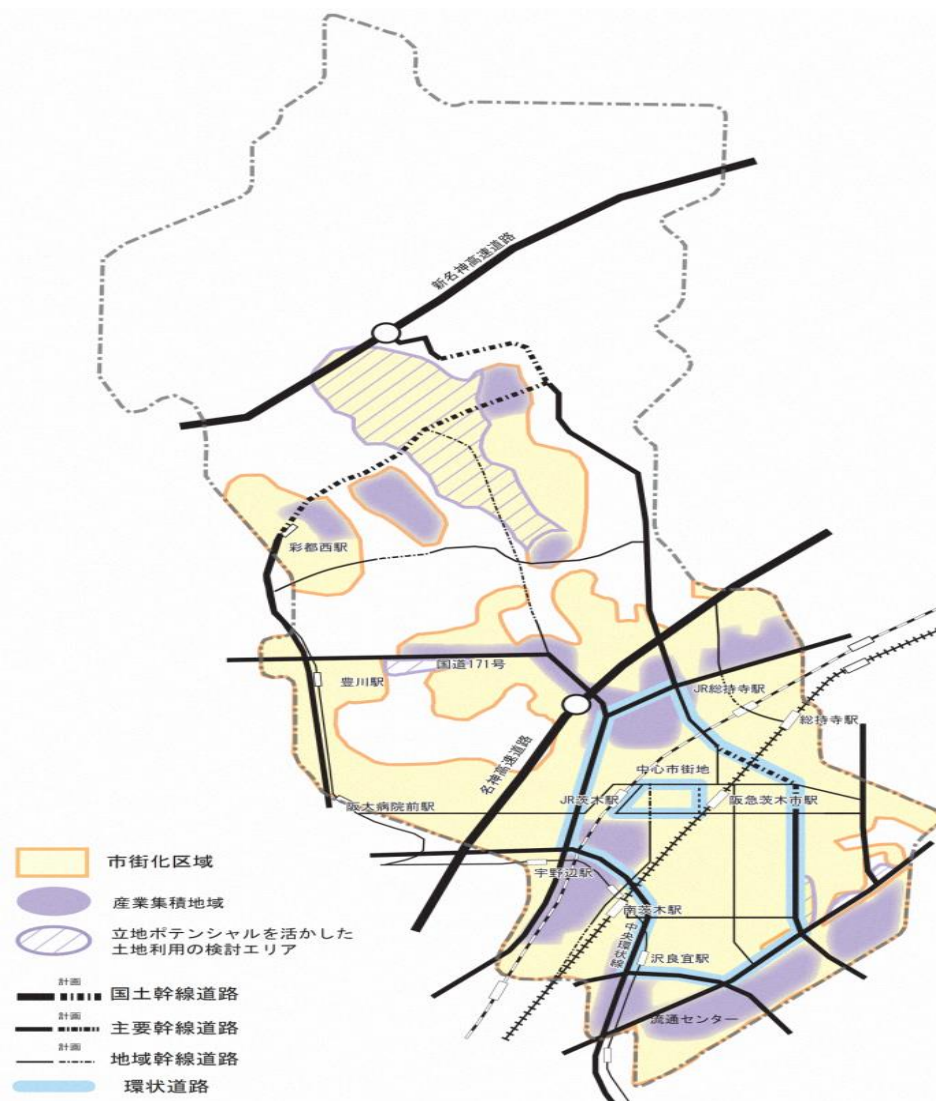
設定する区域は、令和6年1月1日現在における大阪府茨木市（以下、本市という。）の行政区域とする。面積は、7,649ヘクタールである。

本区域は、環境保全上重要な地域を含むほか、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含む可能性があるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

ただし、自然公園法に規定する大阪府立北摂自然公園（竜王山地区、多留見地区、見立地区）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（阿為神社のシイ林）、大阪府における保護上重要な野生動物レッドリストに掲載されている生物多様性ホットスポット（竜王山周辺・安威川上流部）を除くものとする。

なお、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。





(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）  
 (地理的条件)

本市は淀川の北、大阪府の北部にあって、大阪市と京都市のほぼ中間に位置しており、北は京都府亀岡市に、南は摂津市に、西は吹田市、箕面市、豊能郡豊能町に隣接している。地形は南北に長く、東西に短い形で、およそ北半分は北摂山地、南半分は大阪平野の一部をなす三島平野が広がっており、最も高い標高は豊能町との境にある石堂ヶ岡の 680.1m となっている。

主な河川には、安威川・佐保川・茨木川・勝尾寺川・大正川があり、市の中央部を流れる佐保川は、中流で勝尾寺川と合流して茨木川となり、北部を源とする安威川と西河原で合流している。南西部では、大正川が摂津市域に流れている。

また、市内には複数の鉄道や高速道路が走り、東海道新幹線・山陽新幹線の新大阪駅や大阪国際空港への交通の利便性が非常に高く、多くの広域幹線軸が交差する交通の要衝で

もある。

#### (インフラの整備状況)

##### ① 公共交通機関

市の中央部を北東から南西に向かって西日本旅客鉄道株式会社（以下、JR という。）東海道本線及び阪急京都線が並走し、市の北西部と南西部を大阪モノレールが走り、11 の鉄道駅が所在している。JR 東海道本線は快速、阪急京都線は特急・準特急の停車駅があり、新幹線が発着する新大阪駅へは JR 茨木駅から約 10 分、大阪国際空港へは大阪モノレール南茨木駅から約 25 分と、交通の利便性が非常に高い。

##### ② 主な道路網

名神高速道路、新名神高速道路、近畿自動車道のほか、国道 171 号、大阪府道 2 号大阪中央環状線など多くの高速道路や幹線道路が走っており、優れた交通利便性を有している。

#### (教育機関・研究機関)

平成 27 年 4 月に学校法人立命館（立命館大学大阪いばらきキャンパス）、平成 31 年 4 月に学校法人追手門学院（追手門学院大学）が新キャンパスを開設するなど、大規模事業所の移転・閉鎖跡地から学術研究機関に都市機能の転換が進んでいる。その他、学校法人梅花学園（梅花女子大学）、学校法人藍野大学（藍野大学）、学校法人行岡保健衛生学園（大阪行岡医療大学）の合計 5 つの大学がある。その中でも追手門学院大学及び立命館大学は学生数が 8,000 人以上の規模であり、追手門学院大学は経済・経営学部のほか、地域づくりに係る地域創造学部が開設されており、2025 年には理工学部の新設を予定している。また、立命館大学は経営学部、政策科学部、グローバル教養学部のほか、令和 6 年 4 月に、映像学部と情報理工学部がびわこ草津キャンパスから大阪いばらきキャンパスに移転した。各大学と行政や企業、地域を中心とした産官学連携の取組事例が増えており、地域コミュニティの活性化に寄与している。

#### (産業構造)

R E S A S（2021 年）によると、本市の事業所の総数は 8,945 事業所で、第 1 次産業の事業所数は 18 事業所で約 0.2%、第 2 次産業の事業所数は 1,511 事業所で約 16.9%、第 3 次産業の事業所数は 7,415 事業所で約 82.9%となっており、従業員数では第 1 次産業が 165 人で約 0.2%、第 2 次産業が 29,229 人で約 27.2%、第 3 次産業が 77,934 人で約 72.6%となっている。

製造業については、事業所数は全体の 4.8%（430 事業所）であるが、従業者数でみると卸売業・小売業の 23,881 人、医療・福祉の 17,248 人、運輸業・郵送業の 12,840 人に次ぐ、11,086 人となっており、雇用面で果たす役割は大きい。

また、R E S A S（2021 年）によれば、全産業の売上高 1,624,993 百万円のうち、製造

業は 478,578 百万円で 29.5%を占め、また、全産業の付加価値額 372,176 百万円のうち、製造業は 103,826 百万円で 27.9%を占めている。特に、製造業の中でも売上高及び付加価値額の上位を占める業種は、化学工業、食料品製造業、プラスチック製品製造業となっている。

本市の産業は、古くはビニールテープ、テレビ、缶詰用空缶、溶接材料などの本社やグループ会社が生産・研究拠点を置き、それに伴う人口急増とともに発展してきた。また、独自の技術を有するものづくり企業など多種多様な産業が集積している。さらに、医療・ライフサイエンスの拠点となっている彩都ライフサイエンスパークにおいては、医薬基盤研究所を核とする医薬品関連のベンチャー企業等の集積地となっており、互いのコア技術を利用しながらさらに発展する相乗効果や意欲的な取組が期待できる地域である。近年では道路や鉄道の交通インフラが充実しているという強みにより、複数の物流拠点が立地している。

#### (人口分布の状況)

本市の人口は、令和 2 年国勢調査によると、287,730 人である。年齢別構成では、65 歳以上の老年人口が 68,701 人で全体の 23.88%、15 歳～64 歳の生産年齢人口が 171,964 人で全体の 59.77%、14 歳以下の年少人口が 39,221 人で全体の 13.63%である。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口のピークは、すでにピークを迎えた国や府と異なり、2025 年（令和 7 年）を見込んでおり、人口は 28.9 万人と推計している。その後、人口は減少し続け、2035 年（令和 17 年）には 28.3 万人、2050 年（令和 32 年）には 26.6 万人まで落ち込む見込みである。

年齢 3 区分別人口では、本市は総じて 15 歳未満の割合が国や大阪府と比べて高く、65 歳以上の割合が低く推移しているが、2040 年（令和 22 年）には国・大阪府と同様に概ね 3 人に 1 人が高齢者になることが見込まれ、人口構造の変化を注視する必要がある。

年少・生産年齢人口の減少傾向、65 歳以上人口の増加傾向はどちらも緩やかになっているが、65 歳以上人口のピークは 2050 年（令和 32 年）に迎えると推計される。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

RESAS（2021 年）によれば、本市は、化学工業、食料品製造業、プラスチック製品製造業の業種において付加価値額及び売上高が高く、また、事業所数では金属製品製造業、生産用機械器具製造業、食料品製造業が上位を占めている。

彩都地区においては、経済産業省が選定する「グローバルニッチトップ企業 100 選」に選ばれ、東証プライム上場も果たした企業や、HGF（肝細胞増殖因子）医薬品の実用化をめざす創薬バイオベンチャー等の、高度な技術を持つライフサイエンス関連企業が多数立地している。

こうした製造業やライフサイエンス関連企業の集積を生かし、本市や国、大阪府の施策を組み合わせながら、当地における生産技術力や研究開発力のさらなる高度化を目指すとともに、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済波及効果により、地域経済の活性化を図る。

### (2) 経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

|       | 現状        | 計画終了後     | 増加率    |
|-------|-----------|-----------|--------|
| 付加価値額 | 186.7 百万円 | 549.7 百万円 | 194.4% |

#### (算定根拠)

1 件あたり平均 6,889 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 6 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.33 倍の波及効果を与え、促進区域で 549.7 百万円の付加価値を創出することをめざす。

#### 【任意記載の K P I】

|                 | 現状  | 計画終了後 | 増加率  |
|-----------------|-----|-------|------|
| 地域経済牽引事業の新規事業件数 | 2 件 | 6 件   | 200% |

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

### (2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,889 万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査））

を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で4%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 茨木市の食料品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 茨木市の医療・医薬品関連等の産業集積を活用したライフサイエンス分野

(2) 選定の理由

- ① 茨木市の食料品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

RESAS（2021年）によると、本市には8,945事業所が所在し、そのうち製造業については全事業所数の4.8%を占める430事業所が所在している。事業所単位の雇用者数については11,086人で、市産業全体の雇用者数の10.3%を占めており、雇用者数について製造業が大きな比率を占めており、製造業は市の経済や雇用などを支え、市の活力を担ってきた先駆的な存在であり、市内の産業構造を支える重要な位置づけにあるといえる。

本市の製造業の付加価値額を中分類で見ると、付加価値額が高い順に、化学工業が24,237百万円で前回2016年調査と比較して24.1%増、食料品製造業が21,722百万円で前回2016年調査と比較して64.2%増、プラスチック製品製造業が14,419百万円で前回2016年調査と比較して32.4%増であり、製造業の付加価値額に占める割合は、化学工業が23.5%、食料品製造業が21%、プラスチック製品製造業が14%で、いずれも前回2016年の調査と比較して増加している。また、製造業全体の売上高に占める割合についても、食料品製造業が23.8%、化学工業が21.2%、プラスチック製品製造業が13.1%と、3業種で製造業全体の過半数を占めている。

これらの3業種それぞれの特化係数は、化学工業は付加価値額 2.71、労働生産性 0.75、従業者数 2.68、食料品製造業は付加価値額 3.62、労働生産性 1.15、従業員数 2.26、プラスチック製品製造業 4.28、労働生産性 1.40、従業員数 2.20 となっており、いずれも稼ぐ力が高い業種といえる。

また、その他の業種でも、パルプ・紙・紙加工品製造業の売上高で 71,278 百万円、付加価値額で 8,697 百万円など、先述した3業種以外にも、売上高や付加価値額で重要な役割を占めている業種が存在する。

こうした産業の高付加価値化を支援するため、企業と大学等との連携・交流を促進する産学連携交流サロンを開催するとともに、企業が実施する大学等との連携による新技術・新製品・新サービスの研究開発等に係る取組を支援することで、事業の質の向上及び新分野進出の円滑化を図っている。この支援施策を活用し、産学連携により実用化された事例として、カテキン誘導体を含ませた抗ウイルス効果の高いマスクが製品化された事例やゴムパッキンを製造する中小企業が接着剤を使わずにゴムと金具を接着する技術を開発した事例などがある。

さらに、人口の年齢構造の変化などを背景として、製造業をはじめ、建設業、介護業などの産業分野において人材確保が困難となっているなか、本市では中小企業大学校関西校と連携し、リーダーシップ能力の向上を目的とした管理者向けのサテライト・ゼミを開催している。従業員の意欲、行動力を引き出すリーダーの育成・養成を支援することで人材の定着を図るとともに、ハローワーク茨木や茨木商工会議所と連携して「合同就職面接会」の実施や、製造業などを中心に、市民向けに事業所での事業活動の様子を公開し、実際の業務工程や事業所の雰囲気を経験してもらうことで将来の人材確保につながる「オープンファクトリー」を令和5年度から実施するなど、雇用の創出や市内企業の魅力発信に向けた取組を実施している。

今後も化学工業、食料品製造業、プラスチック製品製造業等の集積と地域資源でもある大学等との連携を促進するなど、地域特性を生かし、本市の施策を組み合わせながら、当地における生産技術力や研究開発力のさらなる高度化を目指すとともに、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済的波及効果により地域経済の活性化を図る。

## ② 茨木市の医療・医薬品関連等の産業集積を活用したライフサイエンス分野

彩都ライフサイエンスパークには、核となる国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（医薬基盤研究所）をはじめ、一般財団法人日本食品分析センターや一般財団法人日本品質保証機構などのライフサイエンス関連機関等 17 施設が集積している。

RESASによると、2021年の全産業における学術・開発研究機関に従事する従業者数は 2,516 人で約 2.34%と、全国平均（約 0.48%）の約 5 倍にのぼる。また、従業員数は前回（2016 年）調査時 1,290 人の約 1.9 倍に増加しており、本市における成長が著しい業種であるといえる。

隣接する吹田市、摂津市にまたがる北大阪健康医療都市においては、国立研究開発法人国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所を核として健康・医療の拠点形成が進むとともに、大阪市内では創薬・医療機器開発等の支援機関である国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）創薬戦略部西日本統括部が所在し、革新的医療技術の実用化に向けた協力体制が構築されている。さらに、中之島においては、再生医療をベースにした未来医療国際拠点「Nakanoshima Qross」（中之島クロス）や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）関西支部が立地するなどライフサイエンス分野の成長促進のための環境が整っている。

大阪北部では、これら互いの持つ強みを相互補完しあうことで新たな技術を生み出すことができるバイオクラスターの形成が進んでおり、また、医薬基盤研究所をはじめとした研究機関による高度な研究成果を産業化するまでの一連の仕組みが構築されていることから、医薬品、医療機器、再生医療など成長産業であるライフサイエンス産業の促進を図ることで、国際競争力のさらなる向上を目指す。

また、彩都ライフサイエンスパークに整備された3棟のインキュベーション施設（計59室）では、大学等と共同研究を行うバイオベンチャーや大学発のバイオベンチャーなど30社が入居しており、核酸医療の研究開発を手がけるバイオベンチャーにおいては、関西イノベーション国際戦略総合特区の区域指定を受け、税制支援等を活用して国内初の核酸医薬に関する研究センターを同ライフサイエンスパークに建設した。また、同敷地内には国内最大規模となるオリゴ核酸の生産工場も新たに開設し、さらなる発展を遂げている。

このように、先端的な医療・医薬品関連等のライフサイエンス分野の成長促進にとって大きなポテンシャルをもっている地域であり、今後もこうした医療・医薬品関連等の産業集積を生かし、市が実施する大学等との研究開発を支援する補助制度や府の設備費補助金などの支援施策を組み合わせながら、当地における生産技術力や研究開発力のさらなる高度化を目指すとともに、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済的波及効果により地域経済の活性化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野及びライフサイエンス分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 茨木市企業立地促進奨励金制度

自己の事業の用に供する一定の土地を取得、建物を新築・建替え・増築、設備を新設した企業等に対して、土地、建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額を奨励金として5年度の間交付する。

制度の見直しを行い、令和6年度から補助対象から本社機能が市外にある物流業を対象から除外した。今後も、先進事例を参考に、本市の特性や事業者ニーズを踏まえた支援を検討する。

② 茨木市成長産業特区における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税及び都市計画税の課税の特例

茨木市内成長産業特区（彩都西部地区、東芝大阪工場跡地、大阪大学吹田キャンパス）に進出し、ライフサイエンス等に関する事業について、大阪府の成長産業事業計画の認定を受け、事業を行った場合、市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施。

③ 茨木市バイオインキュベーション施設集積促進事業

施設運営者が行うバイオインキュベーション活動事業に要する経費の合計額に 1/3 を乗じた額を補助する。

限度額：大阪府が支出する「大阪府彩都バイオインキュベーション施設集積促進事業」補助金の額

④ 茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助事業

バイオベンチャー企業がバイオインキュベーション施設に入居する場合、施設の賃料の一部を補助する。

限度額：150 万円／年（市内本社以外は 120 万円／年）

⑤ 茨木市産学連携スタートアップ支援事業

中小企業者等が大学等と連携して行う新技術、新製品及び新サービスの研究開発等に必要な経費の一部を補助する。

限度額：500 万円（市内大学等以外は 300 万円）

⑥ 茨木市中小企業人材育成支援事業

中小企業の経営者や従業員が経営能力強化や技術力向上を目的とした研修等を受けた場

合、その費用の一部を補助する。

⑦ 茨木市正規雇用促進奨励金制度

中小企業事業主が失業中又は非正規労働者を正社員として雇用した場合、奨励金を交付する。

※市民又は正規労働者になった日から3か月以内に転入し、申請日に市民であること。

⑧ 地方創生関係施策

新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、茨木市の化学工業、食料品製造業、プラスチック製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野及び医療・医薬品関連等の産業集積を活用したライフサイエンス分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定。

⑨ 大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例

茨木市内成長産業特区（彩都西部地区、東芝大阪工場跡地、大阪大学吹田キャンパス）に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、ライフサイエンス等に関する事業を行った場合、大阪府税（法人府民税、法人事業税、不動産取得税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施。

⑩ 大阪府彩都バイオインキュベーション施設集積促進事業

彩都バイオインキュベーションセンターにおいて、施設運営者が行う活動に係る経費の一部を府と市で支援する。

⑪ 大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助事業

彩都バイオインキュベーション施設（3施設）に入居するバイオベンチャー企業等の研究開発に必要な設備導入に要する経費を支援する。

⑫ いばらきオープンカンパニー

市民等を対象に事業所の見学や体験ができる「オープンカンパニー」イベントの開催および学生による市内企業のプロモーションなどを行い、交流や体験を通じた市内企業の認知度向上や魅力発信を図る。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、本市では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成に係るルール作りを進めているところであり、本市が保有する各種行政情報等のオープンデータ化とその利用促進に積極的に取り組んでいく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、茨木市産業環境部商工労政課を対応窓口

とする。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地域経済牽引事業者に対して、定期的に企業訪問等を行い、国、府、市等の施策情報の提供や、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

大阪府では、大阪産業局と連携し、海外ビジネスサポートデスクや上海事務所を活用して、海外展示会等での商談支援を行うとともに、JETRO と連携し、成長産業分野の海外展示会への出展支援や海外バイヤーとのマッチング事業を行うなど、府内企業の海外販路開拓の支援に取り組んでいる

(6) 実施スケジュール

| 取組事項                               | 令和 6 年度 | 令和 7 年度～<br>令和 10 年度 | 令和 11 年度<br>(最終年度) |
|------------------------------------|---------|----------------------|--------------------|
| <b>【制度の整備】</b>                     |         |                      |                    |
| ①茨木市企業立地促進<br>奨励金制度                | 実施      | 実施                   | 実施                 |
| ②茨木市成長産業特区<br>税制                   | 実施      | 実施                   | 実施                 |
| ③茨木市バイオインキ<br>ュベーション施設集積<br>促進事業   | 縮小      | 廃止を検討                | 廃止予定               |
| ④茨木市バイオインキ<br>ュベーション施設賃料<br>補助事業   | 実施      | 実施                   | 実施                 |
| ⑤茨木市産学連携スタ<br>ートアップ支援事業            | 実施      | 実施                   | 実施                 |
| ⑥茨木市中小企業人材<br>育成支援事業               | 実施      | 実施                   | 実施                 |
| ⑦茨木市正規雇用促進<br>奨励金制度                | 実施      | 実施                   | 実施                 |
| ⑧地方創生関係施策                          | 実施      | 実施                   | 実施                 |
| ⑨大阪府成長産業特別<br>集積税制                 | 実施      | 実施                   | 実施                 |
| ⑩大阪府彩都バイオイ<br>ンキュベーション施設<br>集積促進事業 | 縮小      | 廃止を検討                | 廃止予定               |
| ⑪大阪府彩都バイオベ<br>ンチャー設備費補助事           | 実施      | 実施                   | 実施                 |

|                                |    |      |      |
|--------------------------------|----|------|------|
| 業                              |    |      |      |
| ⑫いばらきオープンカンパニー                 | 実施 | 実施予定 | 実施予定 |
| 【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】 |    |      |      |
| ①庁内の体制やデータ作成に係るルール作り           | 実施 | 実施   | 実施   |
| ②各種行政情報等のオープンデータ化              | 実施 | 実施   | 実施   |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】          |    |      |      |
| ワンストップ窓口の設置                    | 実施 | 実施   | 実施   |
| 【その他の事業環境整備】                   |    |      |      |
| ①施策情報の提供                       | 随時 | 随時   | 随時   |
| ②地域経済牽引事業のフォローアップ              | 随時 | 随時   | 随時   |

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、茨木商工会議所、北おおさか信用金庫、株式会社きたしん総合研究所、大学包括連携協定を締結している各大学等と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 茨木商工会議所、北おおさか信用金庫、株式会社きたしん総合研究所

本市と茨木商工会議所、北おおさか信用金庫及び株式会社きたしん総合研究所は4者による産業振興連携協定を締結している。相互の人的・知的資源などを効果的に活用した産・学・官・金あらゆる分野との連携を目的とするビジネスマッチングフェアの開催を中心に、経営改善や事業承継をはじめとした経営相談、経営支援などに取り組んでいる。

#### ② 連携協定を締結している各大学

本市は、地域の活性化を図るため、茨木商工会議所とともに学校法人追手門学院、学校法人梅花学園、学校法人立命館、学校法人大阪成蹊学園と産官学連携の協定を締結している。また、国立大学法人大阪大学、学校法人龍谷大学、学校法人藍野大学、国立大学法人奈良女子大学、学校法人大阪医科薬科大学、学校法人行岡保健衛生学園、学校法人瓜生山学園京都芸術大学とは官学連携の協定を締結しており、企業の新技術の創出、新製品の開発などを図るため、大学の保有する研究成果を活用するとともに、高度な専門知識による助言、提案を行っている。

#### ③ ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）

クリエイション・コア東大阪内にあるものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府

と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活用など総合的な支援を行っている。

④ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑤ 公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

⑥ 大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

⑦ 経済産業省近畿経済産業局

令和6年度に締結した連携協定に基づき、地元企業の育成・成長支援に係る施策検討や魅力発信及びブランディング推進、研究機関や特色ある大学や高校が立地する地域特性を生かした産官学連携の推進、企業の人材確保に対する支援等の充実に取り組んでいる。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### （１）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の削減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

### （２）安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが

自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣

等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

P D C Aサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和11年度末日までとする。

「大阪府茨木市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。